

○藤沢市立看護専門学校規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市立看護専門学校条例(昭和44年藤沢市条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(学年及び学期)

第2条 藤沢市立看護専門学校(以下「学校」という。)における学年(以下「学年」という。)は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 季節休業日(学年を通じて10週間の範囲内)

2 前項の規定にかかわらず、藤沢市立看護専門学校長(以下「校長」という。)が特に必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は授業を行うことができる。

(履修科目等)

第4条 学校において履修すべき科目及び領域(以下「履修科目等」という。)並びに履修科目等ごとの単位数及び時間数は、別表に定めるとおりとする。

2 学年ごとに修得すべき履修科目等の単位数及びその履修時間は、次のとおりとする。

学年	単位数	履修時間
1年	43単位	1,080時間
2年	42単位	1,140時間
3年	21単位	810時間

(入学志願資格)

第5条 学校への入学を志願することができる者は、将来看護師となるのに必要な適性を備えている者で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設

の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第4号の規定により文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。次条において「旧規程」という。))による大学入学資格検定に合格した者(次条において「旧検定の合格者」という。)を含む。)
- (8) 学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続)

第6条 学校への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、次に掲げる書類に条例第4条に定める入学試験料を添えて、校長に提出しなければならない。この場合において、入学志願手続の際に卒業見込みである者は、卒業後速やかに、第2号に規定する卒業証明書を提出しなければならない。

- (1) 入学願書(第1号様式)
- (2) 最終学校の卒業証明書
- (3) 最終学校の調査書又は高等学校卒業程度認定試験規則第10条第1項に規定する合格証明書
(入学志願者が旧検定の合格者である場合は、旧規程第10条第1項に規定する合格証明書)

- (4) 経歴書(第2号様式)
- (5) 写真

(入学試験及び合格者の決定)

第7条 校長は、入学志願者について次に掲げる入学試験を行い、その結果に基づいて合格者を決定する。

- (1) 学科試験
- (2) 面接試験

2 前項の規定にかかわらず、校長は、同項第1号の学科試験に代えて、書類選考その他の方法により、合格者を決定することができる。

(入学手続及び入学許可)

第8条 前条の合格者は、校長が指定する日までに、保証人2人と連署した誓約書(第3号様式)の提出その他所要の入学手続を終了しなければならない。

2 前項の保証人は、次の各号のいずれにも該当する者とし、そのうち1人は、学校に入学しようとする者の親権者又はこれに代わるべき者でなければならない。

- (1) 年齢が20歳以上であること。
- (2) 独立して生計を営んでいること。
- (3) 学校に入学しようとする者の身上に関する一切の責任を負うことができること。

3 校長は、第1項の入学手続を終了した者に対して入学を許可する。

(保証人等の変更)

第9条 前条第3項の規定により学校への入学を許可された者で学校に入学したもの(以下「学生」という。)は、保証人を変更したとき又は保証人の住所、職業等に異動があつたときは、保証人と連署のうえ、速やかに保証人等変更届(第4号様式)を校長に提出しなければならない。

(学業成績の評価等)

第10条 学校の学業成績は、履修科目等についての試験等により評価する。

2 試験を受けようとする学生は、授業科目に係る所定の時間数の3分の2以上を出席した者でなければならない。

3 第1項の試験等は、筆記試験、面接試験、実技試験その他の方法により行うものとする。

4 校長は、第1項の試験等に合格した者に対し、その履修科目等に係る単位を与える。

(卒業)

第11条 学生の卒業の認定は、学業成績、出席状況等を評価して校長が行う。

2 前項の認定の対象となる学生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第4条第2項に規定する学年ごとに修得すべき履修科目等の単位数を修得した者
- (2) 別表に定める授業科目の講義又は実習に係る出席時間数が所定の時間数の3分の2以上である者(出席時間数が所定の時間数の3分の2未満の者で必要な補習を受けたものを含む。)
- (3) 出席すべき日数の3分の2以上を出席した者
- (4) 3年の学期が終了する時において、第4条第2項に規定する単位数の合計数を修得している者

3 校長は、卒業の認定をした者に対して卒業証書(第5号様式)を授与する。

4 前項の規定により卒業証書を授与された者は、文部科学大臣による告示により専門士(医療専門課程)と称することができる。

(休学)

第12条 学生は、病気その他やむを得ない理由により、連続して3月以上休学しようとするときは、保証人と連署した休学願(第6号様式)に医師の診断書その他必要事項を記載した書類を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、休学期間が1年に達した者で校長が特別の理由が

あると認めたものは、その期間を1年以内に限って延長することができる。

(復学)

第13条 休学中の学生が復学しようとするときは、保証人と連署した復学願(第7号様式)に医師の診断書その他必要事項を記載した書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第14条 学生が退学しようとするときは、保証人と連署した退学願(第8号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転入学)

第15条 校長は、学校へ転入学を志願する者があるときは、当該者が学生と同等以上の学力及び能力を有し、かつ、適当であると認める場合に限り、転入学を許可することができる。

2 第5条から第8条までの規定は、前項の場合に準用する。

(転学)

第16条 学生がやむを得ない理由により、他の看護師養成所に転学を志願しようとするときは、理由を記し、保証人と連署した書類を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(表彰)

第17条 校長は、特に優秀な成績又は他の模範となる行為があつた者については、これを表彰することができる。

(懲戒)

第18条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該学生に対し、戒告、停学又は退学の処分をすることができる。

- (1) 著しく学業を怠り、卒業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 素行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- (3) 学校の秩序を乱したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学生の本分に反する行為があると認められるとき。

(休学の場合における授業料の免除)

第19条 休学の場合において、その期間が月の全日にわたることとなるときは、当該月に係る授業料は、免除する。

(入学金及び授業料の減免申請等)

第20条 条例第7条及び前条の規定により授業料の減免を受けようとする者(次項に規定する者を除く。)は、授業料減免申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項により授業料等の減免を受けようとする者は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象

者の認定に関する申請書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る減免を継続して受けようとする場合には、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(給食)

第21条 学生には、在学中別に定めるところにより食事を提供する。

(健康管理)

第22条 校長は、学生に対し、1年に1回以上の定期健康診断を行わなければならない。

(単位認定委員会)

第23条 入学前の既修得単位の認定その他の授業科目の履修に関する重要事項を審議するため、学校に単位認定委員会を置く。

- 2 単位認定委員会について必要な事項は、別に定める。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、学校の管理及び運営について必要な事項は、校長が定める。

別表(第4条関係)

(令和3規則49・全改、令和4規則78・一部改正)

教育内容及び履修単位

区分	教育内容	科目名	単位	時間	実施時期時間					
					1学年		2学年		3学年	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎分野	科学的思考の基盤	哲学	1	30		30				
		法と倫理	2	30		30				
		情報科学	1	30			30			
	人間と生活・社会の理解	人類生態学	1	15	15					
		社会学	1	30	30					
		教育学	1	30			30			
		人間関係論Ⅰ	1	15	15					
		人間関係論Ⅱ	1	30					22	8
		実践的文章表現法	1	15	15					
		外国語Ⅰ	1	15			15			
		外国語Ⅱ	1	30					30	
保健体育Ⅰ		1	15	15						
保健体育Ⅱ	1	15			15					
	小計	14	300	150		90		60		
専門基礎分野	人体の構造と機能	形態機能学Ⅰ	2	60	30	30				
		形態機能学Ⅱ	2	60	30	30				
		生化学	1	30	16	14				
	疾病の成り立ちと回復の促進	微生物学	1	30		30				
		病態学総論	1	30		30				
		病態治療学Ⅰ	1	30		30				
		病態治療学Ⅱ	1	30		30				
		病態治療学Ⅲ	1	30			30			
		病態治療学Ⅳ	1	30			15	15		
		病態治療学Ⅴ	1	30			30			
		病態治療学Ⅵ	1	30				30		
放射線医学	1	15			15					

		臨床検査	1	15			15			
		薬理学	1	30			30			
		疾病と栄養	1	15			15			
	健康支援 と社会保 障制度	医療概論	1	15	15					
		公衆衛生学	1	15			15			
		関係法規	1	15			15			
		社会福祉	1	30	30					
		リハビリテーション	1	15					15	
		保健医療経済学	1	30						30
		小計	23	585	345		210		30	
専 門 分 野	基礎看護 学	看護学概論	1	30	30					
		看護における基本技術Ⅰ (コミュニケーション)	1	15	15					
		看護における基本技術Ⅱ (ヘルスアセスメント)	1	30	14	16				
		看護における基本技術Ⅲ (看護過程)	1	30		30				
		生活援助技術Ⅰ(療養環 境・活動・休息)	1	30	30					
		生活援助技術Ⅱ(清潔・衣 生活)	1	30	30					
		生活援助技術Ⅲ(食事・排 せ)	1	30	30					
		診療補助技術Ⅰ(診察・検 査・処置)	1	30		30				
		診療補助技術Ⅱ(薬物療 法)	1	30			30			
		臨床看護実践論Ⅰ	1	15		15				
		臨床看護実践論Ⅱ	1	15		15				
	地域・在 宅看護論	地域看護論	1	15	15					
		家族看護論	1	15		15				

	在宅看護論	1	15			15			
	地域療養を支える看護	1	30			30			
	在宅看護の実際	1	30				30		
	在宅療養を支える技術	1	15				15		
	家族看護論演習	1	15				15		
成人看護学	成人看護学概論	1	15		15				
	健康段階別看護・がん看護	1	30			30			
	周手術期看護	1	15			15			
	健康機能障害のある対象の看護Ⅰ	1	30				30		
	健康機能障害のある対象の看護Ⅱ	1	30				30		
	臨床判断実践論	1	15				15		
老年看護学	老年看護学概論	1	30	15	15				
	高齢者のヘルスアセスメント	1	15			15			
	健康障害のある高齢者の看護	1	30			30			
	高齢者の生活機能を整える看護	1	15				15		
小児看護学	小児看護学概論	1	30		30				
	乳幼児の保育と実践	1	30			30			
	小児期の疾患の診断と治療	1	30			30			
	子どもと家族の看護	1	30				30		
母性看護学	母性看護学概論	1	30	15	15				
	遺伝・生殖器疾患の診断と治療	1	15		15				
	妊娠・分娩・産褥期の看護	1	30			10	20		
	周産期の看護技術	1	30				30		

精神看護学	看護にいかす心理学	1	30	15	15				
	精神看護学概論	1	15	15					
	精神障害の診断と治療	1	30			30			
	精神障害のある対象の看護	1	30				30		
看護の統合と実践	災害・国際看護論	1	30				30		
	看護研究理論	1	15				15		
	専門職連携教育	1	15					15	
	医療安全	1	30					30	
	看護の統合と実践演習	1	15						15
	看護管理	1	30					15	15
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ(療養環境・対象理解)	1	45	45				
基礎看護学実習Ⅱ(生活援助・看護過程)		2	90		90				
地域・在宅看護論実習		2	90					90	
健康段階別実習Ⅰ		2	90					90	
健康段階別実習Ⅱ		2	90					90	
健康段階別実習Ⅲ		2	90					90	
老年看護学実習Ⅰ(臨床)		2	90			90			
老年看護学実習Ⅱ(地域)		2	90				90		
小児看護学実習		2	90					90	
母性看護学実習		2	90					90	
精神看護学実習		2	90				90		
統合実習		2	90					90	
		小計	69	2145	585		840		720
	合計	106	3030	1080		1140		810	

第1号様式(第6条関係)

入 学 願 書

		受験番号	※1
藤沢市立看護専門学校長 私は、貴校に入学したいので、関係書類を添えて出願します。 (西暦) 年 月 日		写真貼付欄 1. 上半身 脱帽・正面向き (縦5cm × 横3.5cm) 2. 3ヶ月以内に撮影したもの 3. 全面のり付のこと 4. 写真の裏面に氏名を記入のこと	
ふりがな		男・女	年 月 日 撮影
志願者氏名			
生年月日	(西暦) 年 月 日生 (満 才)		
ふりがな			
現住所	〒(—)	TEL自宅 携帯	— — — —
保護者	住所	〒(—)	TEL自宅 携帯
	ふりがな 氏名		本人との 続柄
学歴 (学部・専攻も記載)	(西暦) 年 月	中学校卒業	
	年 月	高等学校入学	
	年 月	高等学校卒業・見込み	
	年 月		
	年 月		
	年 月		
職歴 (勤務先・在職期間)	(西暦) 年 月～ 年 月	※2(年 ヶ月)	
	年 月～ 年 月	※2(年 ヶ月)	
	年 月～ 年 月	※2(年 ヶ月)	
	年 月～ 年 月	※2(年 ヶ月)	
	年 月～ 年 月	※2(年 ヶ月)	
	年 月～ 年 月	※2(年 ヶ月)	

注 ※1 この欄は記入しないこと ※2 社会人のみ記入

第2号様式(第6条関係)

経 歴 書

		受験番号	※1
本校を志望する理由			
趣味・特技		部活動等	
免 許 ・ 資 格 等 (取 得 年 月)			
(西暦)	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	

注 ※1この欄は記入しないこと

誓 約 書

私は、貴校に入学しました上は、専門知識と技能の習得に専心するとともに、人格の向上に努め、諸規則を守ることを誓います。

年 月 日

藤沢市立看護専門学校長

本人住所

氏名

私は、保証人として上記の誓約を履行させます。

保証人住所

氏名

㊦

生年月日

本人との続き柄

職業

連絡先

()

保証人住所

氏名

㊦

生年月日

本人との続き柄

職業

連絡先

()

第4号様式(第9条関係)

保証人等変更届

年 月 日

藤沢市立看護専門学校長

年度入学

本人

住 所.....

氏 名.....

新保証人

住 所.....

氏 名.....印

旧保証人

住 所.....

氏 名.....印

私は、次のとおり保証人(住所、職業)を変更したので、届けます。

旧保証人

住 所.....

氏 名.....

本人との続き柄.....

職 業.....

新保証人

住 所.....

氏 名.....

本人との続き柄.....

職 業.....

第5号様式(第11条関係)

第 号

卒 業 証 書

氏名

生年月日

上の者は本校専門課程看護学科(三年)の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、文部科学大臣による告示(平成六年文部省告示第八十四号)により専門士(医療専門課程)と称することを認める

年 月 日

藤沢市立看護専門学校

校長 氏 名

印

第6号様式(第12条関係)

休 学 願

年 月 日

藤沢市立看護専門学校長

年度入学

住 所.....

本人

氏 名.....

住 所.....

保証人 氏 名..... (印)

職 業.....

住 所.....

保証人 氏 名..... (印)

職 業.....

次のとおり、休学したいので、許可くださるようお願いします。

1 理 由

2 休学の期間 年 月 日から 年 月 日まで

※事務処理欄

第7号様式(第13条関係)

復 学 願

年 月 日

藤沢市立看護専門学校長

年度入学

住 所.....

本人

氏 名.....

住 所.....

保証人 氏 名..... (印)

職 業.....

住 所.....

保証人 氏 名..... (印)

職 業.....

次のとおり、復学したいので、許可くださるようお願いします。

- 1 休学許可の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 休学 の 理 由
- 3 復学 の 期 日 年 月 日
- 4 復学 の 理 由

※事務処理欄

第8号様式(第14条関係)

退 学 願

年 月 日

藤沢市立看護専門学校長

年度入学

住 所.....

本人

氏 名.....

住 所.....

保証人 氏 名..... (印)

職 業.....

住 所.....

保証人 氏 名..... (印)

職 業.....

次のとおり、退学したいので、許可くださるようお願いします。

1 理 由

2 退学の期日 年 月 日

※事務処理欄

第9号様式(第20条関係)

授 業 料 減 免 申 請 書

年 月 日

藤沢市長

年度入学

住 所.....

氏 名.....

次のとおり申請します。

申 請 区 分

減 額

免 除

理 由

※事務処理欄

第10号様式(第20条関係)

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

藤沢市長

私は、大学等における修学の支援に関する法律による藤沢市立看護専門学校に係る授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「機構」という。)を通じ、藤沢市立看護専門学校が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が藤沢市立看護専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。(※を付した項目については、該当者のみ記入すること。)

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 日
	氏名			
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等		学籍番号	
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼(昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(※)	(学校名)	(期間/月数)	年 月～ 年 月/ 月
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。		ある ・ ない	
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□にレ印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること			
	<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号(採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】			
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号(給付奨学生となっていれば奨学生番号)】				